

甲州水第 257 号

令和6年7月 30 日

甲州市下水道事業審議会会長 様

甲州市長 鈴木 幹夫

甲州市下水道事業経営戦略について(諮問)

甲州市附属機関の設置に関する条例第2条第3項の規定に基づき今後の甲州市下水道事業に関わる「甲州市下水道事業経営戦略」の改定及び適正な使用料について、多角的な視点から貴審議会のご意見を賜りたく諮問いたします。